

議案第 16 号

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 21 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

桐生市福祉医療費助成条例(平成 19 年桐生市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「きゅう師法(昭和 45 年法律第 19 号)」を「きゅう師」に改め、同条第 6 項中「及び「電子的確認」」を削り、「及び関係政省令の規定に基づく」を「に規定する」に改め、「及び電子的確認のこと」を削り、同条に次の 1 項を加える。

7 この条例において「電子的確認」とは、保険者に対し、被保険者、組合員、加入者又は被扶養者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けた当該情報により確認することをいう。

第 3 条第 2 項中「(以下「公費負担医療等対象者」という。)」を削り、同項ただし書を削り、同項第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

(2) 法令又は制度等により一部負担金に相当する金額の全部の支給を受けることができる者

(3) 前項第 2 号及び第 6 号に該当する者(以下「重度心身障害者等」という。)のうち、前年の所得(1 月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号。以下「令」という。)第 7 条に規定する額を超える者

(4) 重度心身障害者等の配偶者又は民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)の前年の所得が令第 2 条第 2 項に規定する額以上であるときの当該重度心身障害者等。ただし、当該扶養義務者等は、当該重度心身障害者等と同一の世帯に属するものに限る。

第 3 条第 2 項第 5 号を削り、同条に次の 2 項を加える。

3 前項第 3 号に規定する所得の範囲については、令第 4 条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法については、令第 12 条第 4 項において読み替えて準用する令第 5 条の規定(「公的年金等」及び「同法第 35 条第 2 項第 1 号」にかかる部分を除く。)の例による。

4 第 2 項第 4 号に規定する所得の範囲については、令第 4 条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法については、令第 5 条の規定の例による。

第 8 条第 1 項中「第 4 条の」を「前条の」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 1 項から第 3 項」を「各項」に改める。

第 13 条中「控除するもの」を「支給しないもの」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項から第4項までの改正規定は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前において行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

## 議 案 説 明

### 議案第 16 号 桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

群馬県福祉医療費補助金交付要綱の一部改正に伴い、重度心身障害者の受給資格要件について、所要の改正を行おうとするものです。